

平成28年熊本地震

久留米市に避難されている皆さまへ

～ 久留米市の支援策の概要 ～

《第2版》

平成28年熊本地震

— 久留米市救援本部事務局 —

～ 久留米市の支援策の概要 ～

被災された皆さまへ	1 ページ
避難者情報ご登録のお願い	2 ページ
お住まいに関すること	
市営住宅の提供について	3 ページ
公営住宅等の水道料金・下水道使用料の減免について	4 ページ
民間賃貸住宅借上げ事業（熊本県）について	4 ページ
生活用品に関すること	
生活用品の提供について	4 ページ
生活資金に関すること	
福祉費における災害援護費の特例貸付について	5 ページ
市税に関すること	
市税の申告・納付等の期限の延長について	6 ページ
市税（個人市民税、軽自動車税）の減免について	7 ページ
納税の猶予について	7 ページ
各種証明(住民票や所得証明等)に関すること	
各種証明書等の発行手数料の減免について	8 ページ
医療機関への受診に関すること	
保険証が無い場合の医療機関の受診について	8 ページ
国民健康保険料や自己負担金の減免について	9 ページ
各種医療費の助成について	9 ページ
各種公費負担医療の取り扱いについて	10 ページ
こころとからだの健康に関すること	
各種健康相談について	11 ページ
各種健診や予防接種について	12 ページ
妊娠中の方を対象とした制度に関すること	
妊娠中の方向けの各種サービスについて	13 ページ
赤ちゃんや乳幼児を対象とした制度に関すること	
赤ちゃんやそのお母さん向けの各種サービスについて	14 ページ
子どもを対象とした制度に関すること	
保育所や認定こども園の利用について	15 ページ
子どもの一時預かりの利用について	15 ページ
児童手当や児童扶養手当について	16 ページ
子育て全般に関する相談について	17 ページ
小学生・中学生・高校生を対象とした制度に関すること	
市立小・中学校への転入について	17 ページ
小・中学生の就学援助について	18 ページ
学童保育所の利用について	18 ページ
児童・生徒へのカウンセリング等について	18 ページ
被災生徒支援金（奨学金）について	19 ページ
ひとり親家庭を対象とした制度に関すること	
母子世帯・単身女性向け住居の入居について	19 ページ
ひとり親家庭等向けの経済的支援について	20 ページ
高齢者を対象とした制度に関すること	
介護保険サービスの利用について	20 ページ
介護保険料や自己負担額の減免について	22 ページ
障害者を対象とした制度に関すること	
障害者福祉サービスの利用について	22 ページ
生活保護(自立支援)に関すること	
生活保護や自立支援制度について	23 ページ
注意喚起情報(震災詐欺・悪質商法の発生)	23 ページ

平成28年熊本地震で被災された皆さまへ

このたびの熊本地震におきまして被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

このリーフレットは、久留米市内に避難された皆さまを対象とした、様々な支援策をまとめたものです。

避難された皆さまが、少しでも早く元の生活を取り戻していただけるよう久留米市でも各種支援に取り組んでまいります。

ご不明な点、ご不安な事などございましたら、遠慮なく各窓口までご相談ください。

平成28年5月24日
(平成28年8月1日一部改訂)

平成28年熊本地震・久留米市救援本部事務局

〒830-8520 久留米市城南町15-3 (市庁舎7階)

電話 0942-30-9052

FAX 0942-30-9706

メールアドレス

kyuen@city.kurume.fukuoka.jp

ホームページ

<http://www.city.kurume.fukuoka.jp/1005kumamotokyuen/index.html>

避難者情報のご登録をお願いします

避難者情報について

久留米市では、熊本県などから久留米市内に避難されている方の世帯情報のご登録をお願いしています。ご登録いただいた後は、久留米市から避難者向けの支援策についての情報や、避難元（被災した県や市町村）からの様々な情報などをご提供していく予定です。

登録の対象者

【熊本県内の方】

- 1 住居が被害を受け居住の場所を失った方
- 2 住居に被害はないが、現に災害に遭遇し速やかな避難が必要な方
(ホテルや旅館等の宿泊者、一般家庭の来訪客、通行人など)
- 3 現に被害を受ける恐れがある方
(避難勧告や避難指示がある場合・ない場合でも緊急に避難する必要がある場合)
(住居の損壊はないが、周辺のライフラインの断絶等で、実質的に居住できない場合など)

【それ以外の方】

- 1 住宅に損害を受け現に居住が困難となった方
- ※いずれも住民票の異動の有無は問いません。

登録手続きの方法

【持参するもの】

- ①運転免許証などの身分証明書
 - ②（被災市町村が発行した）罹災証明書、被災証明書
- ※紛失等されている場合は、いずれも自己申告で構いません。

登録の受付窓口・お問い合わせ

久留米市救援本部事務局（市庁舎7F）

電話:0942-30-9052

FAX :0942-30-9706

※上記以外でも久留米市役所の各種相談窓口でもご登録できます。

お住まい

被災された方に市営住宅を提供します

対象

熊本地震によって、熊本県を中心とした地域で被災した世帯（避難地域に指定された地域から避難して来た世帯を含む。）です。なお、単身者も対象になります。

提供戸数

40戸

使用料と敷金

申請のうえで全額免除されます。

使用期間

3ヶ月毎に更新し、最長1年間となります。

受付時間

平日 午前8時30分～午後5時15分

申込方法と必要書類等

以下の必要書類を市都市建設部住宅政策課に提出してお申し込みください。なお、(2)及び(3)がない場合は、ご相談ください。

- (1) 所定の申込書
- (2) 罹災証明書
- (3) 住所を確認できるもの（運転免許証や保険証の写し等）
- (4) 所定の誓約書

お問合せ

都市建設部住宅政策課（電話:0942-30-9086 FAX:0942-30-9743）

公営住宅等に入居された方は水道料金・下水道使用料の減免が受けられます

対 象

久留米市の市営住宅や、福岡県の県営住宅等、県や市を通して、被災者向けに無償提供された住宅にお住まいの方。

内 容

水道料金や下水道使用料の減免を受けることができます。減免を受けるには、減免申請を行うことが必要です。

お問合せ

上下水道部営業管理課（電話:0942-30-9078 FAX:0942-38-2694）

熊本県が民間賃貸住宅(みなし仮設住宅)を借り上げて被災者に提供する制度について

対 象

4月14日時点で熊本県内に住所を有し、住居の全壊又は大規模半壊の判定を受けられた方や、長期にわたり自らの住居に居住できないと被災された市町村長が認める方などが対象です。

内 容

民間賃貸住宅で家賃1カ月当たり原則6万円以下（対象世帯が5名以上（乳幼児を除く）である場合にあって9万円以下）を限度として、熊本県が借り上げ、負担する制度です。

詳しくは、以下の窓口にお問い合わせください。

お問合せ

福岡県被災者住宅支援窓口 福岡県庁住宅計画課
（電話:092-643-3870 FAX: 092-643-3737）

生活用品

被災された方に生活用品を提供します

市民の皆さまからお預かりした救援物資の配付

市民の皆さまよりご提供いただいた、水、おむつ、生理用品、トイレットペーパー、カップめん等の生活用品をご提供します。

お問合せ

久留米市救援本部事務局（電話:0942-30-9222 FAX:0942-30-9706）

福岡県公営住宅入居者物資提供

福岡県より、県営、市町村営住宅入居者に、寝具や食料、簡易コンロ、生活用品等が提供されます。

お問合せ

都市建設部住宅政策課（電話:0942-30-9086 FAX:0942-30-9743）

リサイクル宝の市の物資提供

市民の皆さまからリサイクル用として集まった、テーブル、いす、棚等の家具類を被災者の皆さまへご提供します。

お問合せ

環境部資源循環推進課（電話:0942-30-9143 FAX:0942-37-3344）

生活資金

福祉資金「福祉費における災害援護費」の特例貸付について

災害援護費の特例貸付

1 貸付対象

平成28年熊本地震により災害救助法の適用となった地域

※災害救助法の適用 熊本県内全市町村 上記の地域から避難した者のうち、今後、福岡県に1カ月以上居住し、継続的に連絡がとれることが見込まれる者 なお、本資金の貸付は世帯単位であり、家族が別々に避難したとしても、1世帯に対して重複貸付はできない。

2 資金種類

(1) 災害援護費 150万円以内

災害を受けたことにより臨時に必要となる経費

(避難先での家具什器費等購入に必要な経費など(生活費は除く))

※必要最低限の経費を対象とする。また、すでに購入済みの経費は対象外。

3 貸付方法について

(1) 据置期間 貸付の日から2年以内

(2) 償還期限 据置期間経過後20年以内

(3) 貸付利子 連帯保証人あり・・・無利子

連帯保証人なし・・・据置期間経過後、年1.5%

4 借入申込みに必要な書類等

(1) 健康保険証、運転免許証、住民票など、借入申込者の氏名及び住所(現在の居所又は転居予定先の住所)が確認できるもの

(2) 課税証明書、源泉徴収票など、借入申込者の世帯の収入状況が確認できるもの

(3) 被災証明書、被災証明書など、熊本地震により被災したことが確認できるもの

(4) 見積書など必要とする費用が確認できるもの

(後日、領収書の写しを提出すること)

(5) その他、県社協会長が必要とするもの

※必要な書類等については、窓口で相談に応じます。

お問合せ

久留米市社会福祉協議会(電話:0942-34-3035 FAX:0942-34-3090)

市 税

市税の申告・納付等の期限の延長が受けられます

対 象

熊本県にお住まいの個人及び本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人の個人市民税、法人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、事業所税等

内 容

平成 28 年 4 月 14 日以降に到来する市税の申告、納付等に関する期限を延長します。いつまで延長するかについては、今後の状況を配慮して決定し、別途お知らせします。

市税(個人市民税、軽自動車税)の減免が受けられます

内 容

被災された納税者が一定の要件を満たす場合は、個人市民税や軽自動車税の減免措置を適用します。要件や手続き等につきましては、担当課までご連絡下さい。

納税の猶予が受けられます

内 容

被災された納税者が市税を納付することが困難になった場合、一定期間、徴収を猶予することができます。要件や手続き等につきましては、担当課までご連絡下さい。

市税に関する各お問合せ先

○個人市民税に関すること

市民文化部市民税課（電話:0942-30-9008 FAX:0942-30-9753）

○軽自動車税に関すること

市民文化部市民税課（電話:0942-30-9009 FAX:0942-30-9753）

○法人市民税に関すること

市民文化部市民税課（電話:0942-30-9098 FAX:0942-30-9753）

○事業所税に関すること

市民文化部市民税課（電話:0942-30-9098 FAX:0942-30-9753）

○固定資産税・都市計画税に関すること

市民文化部資産税課（電話:0942-30-9010 FAX:0942-30-9753）

○納税の猶予等

市民文化部税収納推進課（電話:0942-30-9006 FAX:0942-30-9753）

各種証明（住民票や所得証明等）

住民票や税に関する各種証明書等の発行手数料の減免が受けられます

対象

被災された方が、災害に関する手続きで必要となる、住民票（広域交付分を含む）の写し、住民票記載事項証明、印鑑登録証明書、戸籍の附票、税に関する各種証明書等

内容

各種証明書等の発行手数料の減免が受けられます。

お問合せ

○住民票・戸籍等に関すること

市民文化部市民課（電話:0942-30-9027 FAX:0942-30-9758）

○各種税の証明書に関すること

市民文化部税収納推進課（電話:0942-30-9005 FAX:0942-30-9753）

医療機関への受診

各種健康保険証が無くても医療機関の受診ができます

保険証が無い場合の医療機関での受診

健康保険被保険者証を紛失あるいは家屋に残したまま、避難している方は、氏名、生年月日、住所等を医療機関に申し出ること、健康保険被保険者証が無くても受診をすることができます。

また、一部負担金について、下記のとおり、支払いの猶予または減免の対象となる場合があります。

- 【対象者】①熊本県内全ての市町村の国民健康保険に加入している方
②熊本県後期高齢者医療に加入している方
③協会けんぽ、熊本県内の健康保険組合等に加入している方

【期 間】平成28年9月末

※①②に加入している方は、住家の全半壊など一定の要件を満たしている場合、支払猶予された一部負担金は免除されます。

お問合せ

健康福祉部健康保険課（電話:0942-30-9029 FAX:0942-30-9751）

国民健康保険料や自己負担金の減免を受けることができます

国民健康保険や後期高齢者医療保険について

久留米市で減免の適用を受けるためには、久留米市に転入（住民票の異動）し、国民健康保険や後期高齢者医療保険への加入する必要があります。

市町村によって減免率が異なる場合がありますので、まずはご相談ください。

保険料の減免

久留米市に転入（住民票の異動）され、国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入された方は、損害の程度によって、保険料の50%～100%の減免が受けられる場合があります

一部負担金の減免

久留米市に転入（住民票の異動）され、国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入された場合、それぞれの保険の基準に該当する方は、申請に基づき、医療機関の窓口で負担する一部負担金の50%～100%の減免が受けられる場合があります。ただし、原則として診療前に申請する必要があります。

お問合せ

○保険料の減免に関すること

健康福祉部健康保険課 保険料賦課チーム（電話:0942-30-9030 FAX:0942-30-9751）

○一部負担金の減免に関すること

健康福祉部健康保険課 給付チーム（電話:0942-30-9029 FAX:0942-30-9751）

住民票の異動が無くても各種医療費の助成が受けられます

住民票の異動が無くても、以下のような状況にある方は、乳幼児等・障害者・ひと

り親家庭等医療費の助成を受けることができます。(受給いただくためには申請が必要です)。

- ・住居が被害を受け居住の場所を失った方
- ・住居に被害は無いが、現に災害に遭遇し速やかな避難が必要な方
- ・現に被害を受ける恐れがある方

※ 助成を受けることができる対象者や自己負担額は、住民票のある市町村とは異なる場合がありますので、まずはご相談下さい。

乳幼児等医療

久留米市内に住む中学校3年生まで(15歳到達後最初の3月31日まで)のお子さまに対し、健康保険法が適用される医療費の自己負担額を支給する制度です。

ただし、お子さまの年齢に応じて、自己負担が必要になります。

障害者医療

6歳就学後から65歳未満の方、および65歳以上で後期高齢者医療を保有している方のうち次のいずれかに該当する方が対象です。

- ・身体障害者手帳の1級または2級を保有の方
- ・児童相談所または障害者更正相談所において重度の知的障害者と判定された方
- ・身体障害者手帳の3級を保有し、かつ児童相談所または障害者更正相談所において中度の知的障害者と判定された方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級を保有の方(精神病床へ入院した場合、およびその同一月に同一医療機関の精神病床以外の病床に転床した場合は支給の対象となりませんのでご注意ください。(精神病床に入院中に受けた他の医療も含まれます。))

ひとり親家庭等医療

以下のいずれかに該当する方が対象です。

- ・18歳未満の児童を監護している母子家庭のお母様と、小学生以上18歳未満の児童
- ・18歳未満の児童を監護している父子家庭のお父様と、小学生以上18歳未満の児童
(注意)ひとり親家庭とは、配偶者の死別、離婚のほか、配偶者に一定の障害がある場合なども含みます。

お問合せ

健康福祉部医療・年金課(電話:0942-30-9034 FAX:0942-30-9752)

各種公費負担医療を受けられている方の取り扱い

以下のような公費医療負担制度を受けられている方は、手帳や患者票等が無くても、

医療機関の窓口にて、①各制度の対象者であること、②氏名、③生年月日、④住所等を申し出ること、各種公費負担医療を受診することができます。

また、緊急の場合は、指定医療機関等以外の医療機関でも受診することができます。

詳しくは、各窓口にてお問合せください。

なお、今後新たに公費医療負担制度を受けられる方については、居住実態が久留米市に移った場合、住民票の異動がなくても久留米市で手帳や患者票等の発行ができる場合があります。

【公費負担医療制度の対象】

- ①被爆者健康手帳をお持ちの方
- ②特定医療費（指定難病）医療を受給されている方
- ③肝炎治療特別促進事業を受給されている方
- ④育成医療を受給されている方
- ⑤養育医療を受給されている方
- ⑥小児慢性特定疾病医療を受給されている方
- ⑦結核公費負担医療費を受給されている方
- ⑧精神通院医療を受給されている方
- ⑨更生医療を受給されている方

①～⑥のお問合せ

健康福祉部保健所健康推進課（電話：0942-30-9331 FAX：0942-30-9833）

⑦のお問合せ

健康福祉部保健所保健予防課（電話：0942-30-9730 FAX：0942-30-9833）

⑧～⑨のお問合せ

健康福祉部障害者福祉課（電話：0942-30-9035 FAX：0942-30-9752）

こころとからだの健康

心や身体の健康状態に不安がある方は気軽にご相談ください

久留米市では、被災された方の健康相談や心のケアを行っています。以下にご連絡いただくか、保健師が訪問することもできます。

からだの健康相談

久留米市では、からだの健康に関するご相談の受け付けや、集団健診やがん健診の実施など、皆さまの健康づくりをサポートしています。お気軽にご相談ください。

お問合せ

健康福祉部保健所健康推進課（電話:0942-30-9331 FAX:0942-30-9833）

こころの健康相談

久留米市では、被災された皆さまの様々な心の悩みや不安に関する相談をお受けしています。ご家族の方も相談できます。ご心配な事がありましたら、一人で悩まずに気軽に相談してください。

お問合せ

健康福祉部保健所保健予防課（電話:0942-30-9728 FAX:0942-30-9833）

私の健康手帳補冊の交付

被災された方で、健康手帳を紛失された方に、配布を行っています。

また、住民票の異動を行ってなくても、生活習慣病予防健診及び各種がん検診等を受ける際に必要な「健康手帳補冊」を交付しています。

お問合せ

健康福祉部保健所健康推進課（電話:0942-30-9331 FAX:0942-30-9833）

各種健診や予防接種を受けることができます

被災された方は、久留米市で実施している各種健診や予防接種を、住民票を異動していなくても受診することができます。詳しくは、各相談窓口にお問合せください。

各種検診等のメニュー	受付窓口
B型・C型肝炎ウイルス検査・相談	健康福祉部 保健所保健予防課 (電話:0942-30-9730 FAX:0942-30-9833)
風しん抗体検査	
定期予防接種	

各種健診 (生活習慣病予防健診、各種がん検診、骨粗しょう症検診など)	健康福祉部 保健所健康推進課 (電話:0942-30-9331 FAX:0942-30-9833)
---------------------------------------	--

※) 妊娠している方や、赤ちゃんを対象とした健診や予防接種は別に記載しています。

妊娠中の方

妊娠中の方は以下のようなサービスが受けられます

久留米市では、被災者の方が住民票を異動しなくても様々なサービスを行っています。

妊娠中の方が対象のサービス一例

サービス項目	内 容	受付窓口
母子健康手帳の交付	妊娠と診断されたら妊娠届出書を受付窓口に提出し、母子健康手帳を交付します	健康福祉部 保健所健康推進課 (電話:0942-30-9731 FAX:0942-30-9833)
妊婦健康診査	妊婦さんの健康状態や、お腹の赤ちゃんの育ちぐあいを見るため、身体測定や血液・血圧・尿などの検査を行います	
妊婦歯科健康診査	口腔疾患に罹患しやすい時期にある妊婦さんに、歯科健康診査を実施します	

妊娠中の教室・相談	<ul style="list-style-type: none"> ・ プレパパママ教室 ・ すこやかマタニティ教室 ・ マタニティ交流広場 ・ 妊婦訪問 ・ ママパパきもち楽々相談 ・ 電話相談 	
------------------	---	--

赤ちゃん(乳幼児)

赤ちゃんやそのお母さんは以下のようなサービスが受けられます

久留米市では、被災者の方が住民票を異動しなくても様々なサービスを行っています。

出生後の赤ちゃんやお母さんが対象のサービス一例

サービス項目	内 容	受付窓口
母子保健訪問指導	久留米市では、乳児がいらっしゃるすべての家庭を訪問し、子育て支援の情報提供や健康相談を行っています。費用は無料です。	健康福祉部 保健所地域保健課 (電話:0942-30-9033 FAX:0942-30-9833)
子どもの定期予防接種	定期予防接種とは、法律で、ある年齢になったら接種することが望ましいと指定されている予防接種です。 接種費用は定められた期間中であれば無料です。	健康福祉部 保健所保健予防課 (電話:0942-30-9730 FAX:0942-30-9833)
乳幼児健康診査	久留米市では、お子さんの健康やかな成長を願って次のような乳幼児健診を実施しています。4 か月児、10 か月児、1 歳 6 か月児、3 歳児の無料健診と、1 歳児の歯科健診(200 円負担)があります。	健康福祉部 保健所健康推進課 (電話:0942-30-9731 FAX:0942-30-9833)

離乳食教室、子育て相談会等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 離乳食教室 ・ ゆったり子育て相談会 ・ ママパパきもち楽々相談 	
乳幼児発達相談(ことば、発達、発育等)	お子さんの成長や発達に関する相談(ことばの相談、気になるお子さんの相談)を予約制で行っています。	
女性の健康相談	不妊や女性の体に伴うお悩みはありませんか?助産師等がゆっくりとお話をお聞きします。相談内容については、秘密厳守致します。お気軽にご相談ください。	

子ども

保育所や認定こども園の利用を希望する場合

久留米市では、被災者の方が住民票を異動しなくても様々なサービスを行っています。

被災され、久留米市に避難された世帯に対して、保育が必要な状況にあると確認できた場合、保育所への受け入れに関する相談・手続きを行います。

また、保育料の減免が受けられる場合もありますので、各保育所の空き状況など、詳しくはお問合せください。

お問合せ

子ども未来部子ども支援課 (電話番号:0942-30-9025 FAX:0942-30-9718)

子どもの一時預かりを希望する場合

久留米市では、被災者の方が住民票を異動しなくても様々なサービスを行っています。

被災された保護者が日中の活動が必要なときは、子どもを一時お預かりします。

また、以下の施設では、利用料の減免が受けられる場合もありますので、詳しくはお問合せください。

子どもの一時預かりを行っている施設(減免対象施設)

名 称	所在地	連絡先	利用時間	対 象
子育て交流プラザぐるるん	久留米市天神町8番地リベール5階	TEL:0942-34-5571 FAX:0942-34-5572	【開館時間】 10時～18時 【休館日】 第2・4木曜日、年末年始(12月29日～1月3日まで)	生後3か月から就学前まで
児童センター	久留米市六ツ門町3-11 くるめりあ六ツ門5階	TEL:0942-35-3809 FAX:0942-35-3835	【開館時間】 10時～18時 【休館日】 毎週月曜日(祝日の場合は翌日の火曜日) 年末年始(12月29日から1月3日まで)	生後3か月から小学3年生まで
江南保育園	久留米市荘島町11-1	TEL:0942-35-3827 FAX:0942-33-4441	※詳しくはお問合せください	※詳しくはお問合せください

お問合せ

- 子育て交流プラザぐるるん、児童センターについては
子ども未来部子ども政策課(電話番号:0942-30-9227 FAX:0942-30-9718)
- 江南保育園については
子ども未来部子ども施設事業課(電話番号:0942-30-9754 FAX:0942-30-9718)

児童手当や児童扶養手当に関するご相談

久留米市では、被災者の方が住民票を異動しなくても様々なサービスを行っています。

児童を対象にした手当に関する相談は、以下の窓口にて受け付けています。

【対象となる手当】

- 児童手当
- 児童扶養手当
- 特別児童扶養手当

お問合せ

子ども未来部子ども支援課（電話番号:0942-30-9066 FAX:0942-30-9718）

子育て全般に関するご相談

久留米市では、被災者の方が住民票を異動しなくても様々なサービスを行っています。

被災され、久留米市に避難された世帯の子育て全般に関する相談を受け付けます。

お問合せ

子ども未来部家庭子ども相談課（電話番号:0942-30-9063 FAX:0942-30-9718）

小学生・中学生・高校生

久留米市内の小・中学校に転入を希望する場合

久留米市では、被災者の方が住民票を異動しなくても様々なサービスを行っています。

久留米市に避難されている児童・生徒の皆さんの就学機会を確保するため、久留米市立小・中学校への円滑な受入をしています。

【小・中学校への転入について】

- 住民票の異動ができない場合でも、就学可能です
- 久留米市で使用している教科書を、無償給与します
- 短期の転入でも、就学可能です

お問合せ

久留米市教育委員会教育部学校教育課（電話番号:0942-30-9217 FAX:0942-30-9719）

小・中学生の就学援助に関するご相談

久留米市では、被災者の方が住民票を異動しなくても様々なサービスを行っています。

久留米市に避難されている児童・生徒の保護者で、経済的理由等により就学が困難な方に援助を行います。

【小・中学生の就学援助について】

○援助の内容：給食費や学用品費等の一部を支給

○対象者：被災により久留米市に転入した児童・生徒の保護者で、経済的理由により就学が困難な方

○申請に必要なもの：印鑑、保護者名義の預金通帳、健康保険証など

注）申請に必要な書類の提出が困難な場合でも、弾力的に対応しています。

お問合せ

久留米市教育委員会教育部学校保健課（電話番号:0942-30-9273 FAX:0942-30-9719）

学童保育所に関するご相談

久留米市では、被災者の方が住民票を異動しなくても様々なサービスを行っています。

保護者（父母・祖父母等）が仕事や病気などのため、学校が終わったあとや長期休業中などに家庭での養育ができない児童を対象として、学童保育を開設しています。

対 象

市内の小学校に通う1～3年生のうち、放課後・長期休業中など家庭での養育が受けられないと認められる児童です。

4年生以上でも、障害があるお子さんや施設の状況により、入所できることがありますので、ご相談ください。

また、利用料の減免が受けられる場合もありますので、詳しくはお問合せください。

お問合せ

子ども未来部子ども政策課（電話番号:0942-30-9227 FAX:0942-30-9718）

転入した児童・生徒へのカウンセリング等の支援を行います

久留米市では、被災者の方が住民票を異動しなくても様々なサービスを行っています。

久留米市立小学校・中学校・特別支援学校・高等学校へ転入学された児童・生徒や

保護者の不安や悩みに対し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによるカウンセリング等の支援を行っていますので、学校または学校教育課にお気軽にご相談ください。

お問合せ

久留米市教育委員会教育部学校教育課（電話番号:0942-30-9217 FAX:0942-30-9719）

被災生徒支援金(奨学金)の支給について

久留米市では、被災した生徒（高校生）を支援するための奨学金（給付型）を支給しています。

対象

生徒の保護者が熊本県内で被災し、申請する時点で、久留米市内に居住していることが条件となります。ただし、生徒が単身で久留米市内に居住している場合は、この限りではありません。詳しくは、お問合せください。

内容

- ・ 公立高等学校に通う場合 月額5,000円
- ・ 私立高等学校に通う場合 月額7,000円

お問合せ

久留米市教育委員会教育部学校教育課（電話番号:0942-30-9217 FAX:0942-30-9719）

ひとり親家庭

母子世帯や単身女性向けの住居に入居を希望される場合

久留米市では、被災者の方が住民票を異動しなくても様々なサービスを行っています。

被災され、久留米市に避難された母子世帯（未成年の子どもとその女性の保護者）および単身女性の住居に関する相談を受け付けます。

また、利用料の減免が受けられる場合もありますので、詳しくはお問合せください。

お問合せ

子ども未来部家庭子ども相談課（電話番号:0942-30-9063 FAX:0942-30-9718）

ひとり親家庭等向けの経済的支援に関するご相談

久留米市では、被災者の方が住民票を異動しなくても様々なサービスを行っています。

被災され、久留米市に避難されたひとり親家庭等向けの経済的支援に関する相談を受け付けます。

【ひとり親家庭等向けの経済的支援】

- ひとり親家庭の就業及び修業に関する給付金等
- 母子父子寡婦福祉資金の貸付

お問合せ

子ども未来部家庭子ども相談課（電話番号:0942-30-9063 FAX:0942-30-9718）

高齢者

避難先でも必要な介護保険サービスがご利用できます

住民票の異動を行わなくても避難先の避難所あるいはご家族のお宅などで、ホームヘルプやデイサービス等の介護サービスが利用できます。サービスの利用を希望される場合は、介護保険課または地域包括支援センターにお気軽にご相談ください。

また、サービスの提供を受ける際に、介護保険被保険者証及び負担割合証の提示が必要となりますが、紛失あるいはご自宅に残したまま避難している場合は、氏名・住所・生年月日・負担割合を申し立てることにより、介護サービスの利用が可能です。

詳しくは、介護保険課までお気軽にご相談ください。

介護保険施設の利用については、定員を超過する場合でも受入れが可能な場合があります。あらかじめ介護保険課までお問合せください。

お問合せ

健康福祉部介護保険課（電話番号:0942-30-9036 FAX:0942-36-6845）

地域包括支援センター一覧

センター名	場所	担当地域	電話	FAX
久留米中央地域包括支援センター	久留米市東町32-2 一番街プラザ2階 (一番街商店街)	西国分、東国分、日吉、篠山、南薫、荘島、京町、鳥飼、金丸、長門石	0942-46-8711	0942-34-7217
久留米東地域包括支援センター	久留米市山本町豊田1499-21 東部地域高齢者ケアステーション1階	山川、山本、草野、善導寺、大橋	0942-41-5522	0942-47-2777
久留米東第2地域包括支援センター	久留米市田主丸町田主丸459-11 田主丸総合支所1階	船越、水分、柴刈、川会、竹野、水縄、田主丸	0943-72-8055	0943-72-0833
久留米西地域包括支援センター	久留米市三漕町玉満2779-1 三漕総合支所2階	城島、下田、青木、江上、浮島、犬塚、西牟田、三漕	0942-51-6100	0942-64-2082
久留米西第2地域包括支援センター	久留米市大善寺南二丁目10番8号 市営大善寺団地第8棟1階	荒木、安武、大善寺	0942-27-8569	0942-27-5958
久留米南地域包括支援センター	久留米市上津1-13-22 南部保健センター	上津、青峰、高良内	0942-51-2332	0942-21-2103
久留米南第2地域包括支援センター	久留米市南1-8-1 教育センター1階	南、津福	0942-36-5311	0942-36-5312
久留米北地域包括支援センター	久留米市北野町中3253 コスモすまいる北野 (北野複合施設)	北野、弓削、大城、金島、小森野、宮ノ陣、御井、合川	0942-23-1055	0942-78-7255

介護保険料や自己負担額の減免を受けることができます

※ 久留米市で減免の適用を受けるためには、久留米市に転入（住民票を異動）する必要があります。

市町村によって減免率が異なる場合がありますので、まずはご相談ください。

介護保険料の減免

久留米市に転入（住民票を異動）され、介護保険に加入された方は、損害の程度によって、保険料の50%～100%の減免が受けられる場合があります。

介護保険サービス自己負担額の減免

介護保険に加入された方が、各種介護保険サービスを利用される場合、自己負担額の50%～100%の減免が受けられる場合があります。

お問合せ

健康福祉部介護保険課 （電話番号:0942-30-9240 FAX:0942-36-6845）

障 害 者

避難している方も必要な障害福祉サービスがご利用できます

受給者証又は施設受給者証を紛失あるいは家屋に残したまま、久留米市に一時避難している方は、氏名、生年月日、住所などをサービス事業者等に申し出ることによって、指定障害福祉サービス等又は指定施設支援を受けることができます。

また、自己負担金についても、支払いの猶予や減免の対象となる場合がありますので、詳しくは障害者福祉課までお気軽にお問い合わせください。

なお、施設への入所については、定員を超過する場合であっても受け入れを行える場合があります。あらかじめ障害者福祉課までお気軽にお問い合わせください。

※ 一時避難の場合は、元々の居住地（熊本）からの支給となり、居住実態が久留米市に移った場合は住民票の異動なくとも久留米市からの支給となります。

お問合せ

健康福祉部障害者福祉課 （電話番号:0942-30-9035 FAX:0942-30-9752）

【18歳未満の児童の場合は以下でも相談を受け付けています】

久留米児童相談所 （電話番号:0942-32-4458 FAX:0942-32-4459）

久留米市幼児研究所 （電話番号:0942-35-3812 FAX:0942-30-3886）

生活保護（自立支援）

生活保護や生活困窮者自立支援のご相談について

生活保護に関するご相談は以下までお問合せください。

また、久留米市では、生活困窮者自立支援として、以下の制度を実施しています。

【久留米市が実施する生活困窮者自立支援制度】

制度名	内 容
住宅確保給付金の支給	生活困窮者のうち離職又は自営業の廃業により経済的に困窮したものであって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者に対して、家賃相当分（生活保護基準）を支給するもの。
一時生活支援	解雇や派遣労働者の雇止め等によりホームレスとなることを余儀なくされた者に対して、個々の状況に応じて自立に向けた準備を行う間、借り上げ方式により一時的な生活の場を確保し、食事の提供等、日常生活を営む際に必要な便宜を提供するもの。

お問合せ

○生活保護に関すること

健康福祉部生活支援第1課・第2課（電話番号:0942-30-9023 FAX:0942-30-9710）

○住居確保給付金・一時生活支援に関すること

久留米市自立支援センター（電話番号:0942-30-9185 FAX:0942-30-9186）

詐欺・悪質商法にご注意

震災に便乗した詐欺・悪質商法にご注意ください！

災害時の混乱や被災者を支援したいという気持ちにつけこむ「詐欺・便乗商法」が発生しています。不審な電話や訪問には注意しましょう。

被害に遭いそうになったとき、被害に遭ってしまったときは、一人で悩まないですぐに、家族や警察、消費生活センター等にご相談ください。

<事例1 名義貸し詐欺>

「あなたに高齢者施設への入居権が当たった。困っている被災者の方へ権利を譲ってほしい」と電話があった。

人助けのためと思って了承すると、「名義貸しは犯罪だ」と脅され、お金をだまし取られます。相手にせずに、電話をすぐに切ってください。

<事例2 義援金詐欺>

「震災復興のために寄付をお願いします」と訪問された。怪しいので断ったのに帰ってくれなかった。

公的機関が電話や自宅訪問をして、義援金などを集めることはありません。

<事例3 ワンクリック詐欺>

携帯電話に「地震速報」というメールが届いた。確認すると「詳細情報はこちら」とあり、添付されたアドレス（URL）をクリックしたら出会い系サイトにつながった。

災害に関する情報を装って有料サイトに誘導する手口のほか、義援金や募金を名目としたものもあります。

お問合せ

久留米市消費生活センター（電話：0942-30-7700）☆緊急時は110番（警察）へ